

中央大学通信教育部学生会横浜支部活動報告

(第4期)

1. はじめに

当期、平成24年度の中央大学通信教育部の全国の学生会支部をめぐる情勢は、中央大学法学部通信教育課程の正科生在籍者数が減少を続けて遂に4,300名前後となる環境の下、引き続き、極めて厳しい状況で推移しております。当然に、多くの学生会支部では支部員数が軒並み減少を続けており、活動の規模が数年前に比べて明らかに縮小している事例も多々見受けられます。また、以前から全国の学生会支部に存在していた役員不足・後継者不足の問題に加え、一部の学生会支部では、運営上、役員が負う過大なリスクの問題も顕在化しており、活動の休止が検討される事態も生じております。

このような環境の下、当支部は、南関東全域からの交通アクセスに優れた横浜駅の周辺を主たる活動拠点としている地の利や、新規設立の学生会支部としては全国で最も新しいことに起因するしがらみの少なさ、そして豊富なヒューマン・リソースなどの強みを最大限に活かしつつ、役員一同、その活動の維持、拡大及び改善に努めて参りました。その結果、支部員数は前年度比約1.5倍の増加を3期連続で達成し、今や92名を擁する全国最大の学生会支部となるに至っております。

2. 学習会について

学生会支部活動の根幹を成す学習会については、29回（累計約87時間）の開講を実現できる見込みです。この開講回数は第4期活動方針におけるコミットメントである26回を充足しております。開講実績について詳しくは、後掲「横浜支部 第4期 学習会開講実績一覧」をご参照ください。

当期の学習会には、先の第98回学習会（平成25年1月26日開講・民法5（親族・相続））までの計27回の開講分において、96名の支部員・賛助支部員、58名の聴講生にご参加いただきました。各回の参加者数の合計は支部員・賛助支部員479、聴講生105、計584です。各回の平均参加者数は約22名であり、昨期（同計474・約18名）よりも着実に増加しており、概ね安定しております。

これまでに開講実績のある科目は、昨期と同様、基本六法（憲法・刑法・民法・商法・民訴法・刑訴法）にその他の法律科目（知的財産法・労働法・行政法など）を加えた21科目です。講師も、昨期と同様、計12名を擁しており、このうち過半数はご専門の科目の卒業論文レポート（通信指導）の添削ご指導のご経験もお持ちです。科目の網羅性、講師の充実度は、全国の学生会支部の中でも群を抜いております。中央大学に所縁の深い第一線で教鞭を執られている先生方は、当支部最大の財産です。

学習会の内容は、参加者に不毛な「作業」を強いることとなる無益な「目印教習」ではなく、従来と同様、有意義な「学業」の継続につながる有益な「道標」を提供するものいたしました。この方針の下、先生方にご協力いただき、豊富な開講時間を活用してより幅広いテーマを取り扱い、純粋な向学心に溢れる初学者から法を学習する価値を知る卒業生に至るまで多くの方々にご満足いただけるような学習会となるように努めて参りました。先生方には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

ランチミーティングについては、ご参加いただける先生方が昨期よりも増えたこともあり、かつての懇親会にも匹敵する規模で開催されることが多くなっております。参加者同士、通教生同士の懇親会に準じる親睦交流の「場」として、一定の役割を果たしているものと考えております。

学習会の会場は、従来と同様、抜群のアクセスの良さを誇る横浜駅西口の「かながわ県民センター」をプライマリ、石川町駅北口の「かながわ労働プラザ」をセカンダリとして使用いたしました。

3. 教員招請行事について

教員招請行事については、第4期活動方針に基づき平成24年6月に第3回教員招請行事（知的財産法）を開催いたしました。また、まもなく第4回教員招請行事（憲法）を開催する予定です。開催実績について詳しくは、後掲「横浜支部 第4期 教員招請行事開催実績一覧」をご参照ください。

教員招請行事の開講方式は、当支部では「全員参加型」のスタイルが確立されつつあります。先生方にご協力いただき、予め設定された総合テーマの下、参加者全員に発表の機会を与えられるように個別テーマを設定し、複数名の参加者をそれぞれの個別テーマに割り当て、個別発表又は共同発表という形で確実に発言の機会を設け、さらにディスカッションの時間を用意し、最後に先生方にご指導いただくことにより、参加者全員が確実に「参加した」という意識を持てるように努めております。

なお、いずれの教員招請行事も、「遠隔地において開講される従来型の『合宿ゼミ』には参加し難い様々な事情を有する通教生層にも広く合宿ゼミ参加の機会を提供する」という「都市型」のコンセプトの下、需要の低い宿泊の要素を排除し、いわゆる「集中ゼミ」として開講しております。また、宿泊を手配しないためにコストが抑えられることを最大限に活かし、懇親会〔一次会〕は横浜中華街におけるコース料理のディナーとしており、総じてご好評をいただいております。

4. 懇親会について

学習会と並んで支部活動の根幹を成す懇親会については、当期も概ね積極的に企画・開催することができました。以下に、当支部として企画・開催した懇親会を示します。

- ・ お花見の宴 (平成24年4月7日)
- ・ 春季歓送迎会兼設立3周年記念懇親会 (平成24年6月9日)
- ・ 夏季懇親会 (平成24年7月14日)
- ・ 学生会支部長情報交換会懇親会 (平成24年8月7日) ※当支部が幹事を担当
- ・ 通教生のつどい終了後の懇親会 (平成24年8月11日) ※二次会として開催
- ・ 夏期スクーリング2期打ち上げ懇親会 (平成24年8月18日) ※支部員にのみメールで周知
- ・ 納涼船懇親会 (平成24年9月7日) ※支部員にのみメールで周知
- ・ 秋季懇親会 (平成24年10月28日)
- ・ 秋季歓送迎会 (平成24年11月10日)
- ・ 忘年会 (平成24年12月22日)
- ・ 箱根駅伝応援会懇親会 (平成25年1月3日)
- ・ 新年会 (平成25年2月23日) ※未済
- ・ 年度末慰労会 (平成25年3月24日) ※未済

これらとは別に「テミスの会」主催による女子会が複数回開催されているほか、男性支部員の有志による男子会も複数回開催されております。なお、これまでと同様、懇親会の会計はその全額を参加者の会費により賄うことを原則としており、一般会計から懇親会への資金の供給は一切ございません。

5. その他の企画について

女性通教生の女性通教生による女性通教生のための「場」の創設と、女性支部員の増加による当支部のさらなる活性化を目的として、女子会「テミスの会」が発足し、平成24年7月8日の第1回懇親会から活動を開始しております。本日現在、メンバーは当支部内外の女性通教生14名です。既に複数回の懇親会（ランチミーティング・ディナーbuffet・アフタヌーンスイーツbuffetほか）の開催実績を有しており、今後のさらなる発展が期待されます。女性支部員の皆様は、是非ご参加ください。

当支部主催学習ガイダンスについては、当期は平成24年5月13日、第76回学習会（法学）が開講される日の開講前の時間帯に実施いたしました。従来のもをブラッシュアップした専用の資料を使用しつつ、学習の進め方や単位の取り方、情報収集方法、コンスタントに合格するレポートの書き方などについて討議いたしました。実施回数が1回に止まり、時間も不足気味となったことは反省点です。

現役通教生向けの学習支援プログラムであるメンター制度については、一定の成果は上げられたものと考えておりますが、創設当初の「わからないことをすぐに聞ける」というファンクションについては必ずしも十分に実現できているとは言い得ない状況であり、今後の課題という認識です。

6. 財務状況について

当期は、前期繰越金から7万5千円を取り崩す積極的な予算としておりましたが、結果的に約6万円の黒字となる見込みです。結論から申しますと、余裕のある財務状況となっております。

収入においては、主として支部員年会費収入が予算額を大幅に上回りました。これは、支部員年会費は昨年と同じ年額3,000円であったものの、約2,000円を想定していた平均単価が約2,500円となっていること、そして何よりも、予算上は年度末時点の支部員総数を75名と想定していたにもかかわらず実際には本日現在で既に96名となっていること、などが理由として挙げられます。

一方、支出においては、臨時総会の招集などに伴い通信費が想定を大幅に上回りましたが、学習会の休講（第99回）も発生したため、全体としては予算額を下回る結果となりました。

この結果、次期繰越金は、約17万5千円となる見込みです。この金額は、安定的な学生会支部活動の維持という観点においては申し分ない金額であり、適正妥当な範囲内に収まっているものと判断しております。来期以降は、透明性を確保しつつ、学習会開講回数の増加などの形で積極的に還元を図っていくことにより、これを当支部のさらなる躍進につなげられるものと確信しております。

7. 支部運営について

無の状態からすべてを構築しなければならなかった第1期、その実績を踏まえて運営プロセスの標準化・情報共有化とそれを前提とする運営プロセスの分担が確立された第2期、学生会支部としての活動や組織・会計の「あるべき姿」が全面改正規約としてまとめられた第3期。これらの実績を踏まえた上で、当期、第4期は、質実剛健を基調とする対面学習の活動を縦軸、家族的情味を基調とする相互扶助の活動を横軸として、複合的に展開・提供して参りました。その結果、当支部は全国最大の学生会支部となり、来期に向けて、現在も拡大を続けております。

当支部の役員は、当支部を代表して当支部の活動及び業務を執行する理事と、理事を補佐して当支部の活動及び業務の執行を支援する参事、当支部の活動及び業務の執行並びに会計の状況を監査する監事によって構成されております。これは、役員各人の当支部の活動及び業務への取り組み方に応じて実務や責任の適切な分散を図ると共に、直接的又は間接的なチェック機能を強化し、活動及び業務の適正を

確保する体制の構築を目的としたものでしたが、当期は、役員各人がそれぞれ「協力できる範囲で協力する」体制を実現するための第一歩としての理事・参事の増員や、理事会メーリングリストの積極的な活用による意思決定の迅速化や可視化を通じて、全国最大の学生会支部としての運営プロセスの効率化や適正化を強力に推進することができたため、一定の評価には値するものと考えております。いまだに続く特定の役員への負荷の集中は、来期（第5期）こそ改善されるものと確信しております。

他の学生会支部やその他の中央大学法学部通信教育課程関連団体に対しては、善隣友好路線を基礎としつつ、当期も是々非々で対応いたしました。このうち、中央大学信窓会（中央大学学生会信窓会支部：中央大学法学部通信教育課程卒業生団体）については、信窓会神奈川支部定時総会・記念講演・懇親会に当支部から支部長ほか複数名の支部員・聴講生が参加するなど、未来志向の互惠関係の構築・推進に向けた第一歩を踏み出すことができました。また、他の学生会支部については、夏期スクーリング期間中の「学生会支部長情報交換会」の後に当支部が幹事を担当して公式に懇親会を開催し、計8支部15名（ほかに教職員2名・信窓会1名）の方にご参加いただき、有意義なコミュニケーションの「場」を設けることができました。ご厚情を賜りました皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

情報企画・広報活動においては、毎月の『白門』支部欄への記事の掲載、学習会開講前の「お知らせメールマガジン」の配信（本日現在225件の登録メールアドレス宛に配信中）などによる定常的な情報発信を確実に行いました。また、全国の学生会支部に先駆けて当期初の4月1日からFacebookページを開設し、Twitterにおける当支部公式アカウントと併せて多面的な情報発信に努めました。

—— 以上 ——

横浜支部 第4期 学習会開講実績一覧

月 日	活 動 内 容	参加人員	会 場	講師名及び職業 (平成25年1月1日現在)
4/7	第72回学習会 民法1(総則)	14名	かながわ県民センター	宮坂友造先生 中央大学インストラクター
4/7	第73回学習会 民法2(物権)	27名	かながわ県民センター	石口修先生 愛知大学法科大学院教授
4/29	第74回学習会 刑法総論	19名	かながわ県民センター	三井英紀先生 作新学院大学講師
4/29	第75回学習会 刑法各論	17名	かながわ県民センター	三井英紀先生 作新学院大学講師
5/13	第76回学習会 法学	31名	かながわ県民センター	森保憲先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
5/27	第77回学習会 憲法	26名	かながわ県民センター	森保憲先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
6/3	第78回学習会 民事訴訟法	32名	かながわ県民センター	清水宏先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
6/3	第79回学習会 民事執行・保全法	27名	かながわ県民センター	清水宏先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
6/9	第80回学習会 民法5(親族・相続)	15名	かながわ県民センター	川並美砂先生 中央大学インストラクター
6/9	第81回学習会 知的財産法	32名	かながわ県民センター	佐藤恵太先生 中央大学法科大学院教授
7/14	第82回学習会 民法3(債権総論)	28名	かながわ県民センター	石口修先生 愛知大学法科大学院教授
7/15	第83回学習会 商法(会社法)	21名	かながわ県民センター	高間佐知子先生 愛知東邦大学経営学部助教
7/15	第84回学習会 商法(手形・小切手法)	18名	かながわ県民センター	高間佐知子先生 愛知東邦大学経営学部助教
7/29	第85回学習会 刑事訴訟法	11名	かながわ県民センター	麻妻和人先生 桐蔭横浜大学法学部准教授
9/16	第86回学習会 刑事訴訟法	13名	かながわ県民センター	麻妻和人先生 桐蔭横浜大学法学部准教授
9/22	第87回学習会 刑法総論	12名	かながわ県民センター	三井英紀先生 作新学院大学講師
10/8	第88回学習会 労働法(集団の労働法)	28名	かながわ県民センター	河合壘先生 宝塚大学講師

10/8	第89回学習会 労働法(個別的労働法)	31名	かながわ県民センター	河合壘先生 宝塚大学講師
10/28	第90回学習会 憲法	15名	かながわ県民センター	森保憲先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
10/28	第91回学習会 知的財産法	19名	かながわ県民センター	佐藤恵太先生 中央大学法科大学院教授
11/10	第92回学習会 民法1(総則)	23名	かながわ県民センター	川並美砂先生 中央大学インストラクター
11/10	第93回学習会 民法2(物権)	32名	かながわ県民センター	石口修先生 愛知大学法科大学院教授
11/23	第94回学習会 刑法各論	19名	かながわ県民センター	三井英紀先生 作新学院大学講師
12/9	第95回学習会 民法4(債権各論)	13名	かながわ県民センター	宮坂友造先生 中央大学インストラクター
12/22	第96回学習会 知的財産法	15名	かながわ労働プラザ	佐藤恵太先生 中央大学法科大学院教授
1/20	第97回学習会 民事訴訟法	24名	かながわ県民センター	清水宏先生 桐蔭横浜大学法科大学院教授
1/26	第98回学習会 民法5(親族・相続)	22名	かながわ県民センター	川並美砂先生 中央大学インストラクター
2/3	第99回学習会 商法(会社法)	中止	かながわ県民センター	高間佐知子先生 愛知東邦大学経営学部助教
2/23	第100回学習会 民法3(債権総論)	未済	かながわ県民センター	石口修先生 愛知大学法科大学院教授
3/24	第101回学習会 民法2(物権)	未済	かながわ県民センター	石口修先生 愛知大学法科大学院教授

横浜支部 第4期 教員招請行事開催実績一覧

月 日	活 動 内 容	参加人員	会 場	講師名及び職業 (平成25年1月1日現在)
6/23 ~24	第3回教員招請行事 知的財産法	19名	かながわ労働プラザ	佐藤恵太先生 中央大学法科大学院教授
2/10 ~11	第4回教員招請行事 憲法	21名	かながわ県民センター	佐藤信行先生 中央大学副学長・法科大学院教授

この報告は、平成25年2月23日開催の第5回定時総会において承認されました。